

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	令和2年5月13日（水）午前10時30分
閉会日	令和2年5月13日（水）午前11時15分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員 長 大島令子 副委員長 なかじま和代 委 員 青山直道 伊藤真規子 岡崎つよし 木村さゆり 野村ひろし わたなべさつ子
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 総務部長 中西直起 次長 加藤英之 財政課長 嵯峨 剛 福祉部長 川本晋司 次長 斉場三枝 保険医療課長 林 元美 課長補佐 森 健一 国保年金係長 下菌のぞみ 医療係長 山田菜美  <span style="float: right;">計 10 名</span>
職務のため出席した者の職氏名	議長 加藤和男 議会事務局長 水野敬久 専門員 村瀬紗綾香
会議録	別紙のとおり



別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

**議案第 41 号 長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について**

保険医療課長 議案第 41 号について説明

わたなべ委員 国民健康保険加入者が新型コロナウイルス感染症に感染した時に傷病手当金が支給されるということであるが、新型コロナウイルス感染症に感染して労務に服することができない期間かどうかの判断はどのようにするのか。

また、結果として新型コロナウイルス感染症に感染していなかった場合についての取扱いとその周知方法はどのようなか。

保険医療課長 労務に服することができない期間の判断については、医療機関においてその期間の証明を受けることとしている。感染の疑いがあるが、医療機関にかからずに病状が回復した人は、支給申請書にその旨を記入し、事業者において、新型コロナウイルス感染症による休職期間の証明を受けて申請してもらおう。

結果として新型コロナウイルス感染症に感染していなかった場合についても、同様の取扱いである。

周知の方法については、市ホームページ、広報への掲載、令和 2 年 7 月の国民健康保険税本算定の通知をする際にお知らせを同封する予定である。

わたなべ委員 相談受付窓口はどこか。

保険医療課長 保険医療課の国保年金係である。

わたなべ委員 申請書の提出期限について、傷病手当金は 2 年を経過すると時効によって受給権が消滅するが、今回の新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の取扱いはどのようなか。

保険医療課長 他の医療保険による傷病手当金と取扱いは同じで、労務に服することができなくなった日から 3 日経過後から受給することができ、申請期限は受給権が発生した日から 2 年間である。

岡崎委員 この傷病手当金の対象者数は把握しているか。

保険医療課長 対象となるのは、国民健康保険に加入し、かつ被用者で、新型コロナウ

ウイルス感染症に感染された人であるため、非常に少ないと考えている。

令和2年4月末現在で国民健康保険加入者は8,895人であり、その約0.3パーセントの30人を見込んでいる。

岡崎委員 市内の感染者は現状6人であるが、今後の拡大の可能性を想定して30人と見込んでいるのか。

課長補佐 今後の状況によっては、必要に応じて対象者の想定数を変更していく必要があると考えている。

岡崎委員 濃厚接触者となって、労務につけなくなった者は支給対象になるか。

課長補佐 対象となるのは症状が出て労務につけなくなった人に限られる。発熱などの症状がない場合は対象外である。

岡崎委員 予算額の算出根拠はどのようなか。

課長補佐 想定人数を30人、給与の日額を1万円と想定した。傷病手当金の受給期間については、待機期間経過後4日目から2週間と想定。一般的な勤務状況は週5日と考え、受給対象日数を10日間と想定した。人数、給与日額、受給期間に傷病手当金の率3分の2を乗じて算出し、歳入・歳出ともに200万円を計上した。

岡崎委員 今後、予算が不足することになった場合は、再度補正予算を組むということによいか。

保険医療課長 そのとおりである。

大島委員 附則の第4項に傷病手当金の対象者が規定されているが、事業主が社会保険に加入していないため国民健康保険に加入している被用者で、新型コロナウイルス感染症で労務につけなくなった分の給与を事業主が支払わなかった場合に、傷病手当金の支給で補うということによいか。

課長補佐 そのとおりである。

大島委員 傷病手当金は給与日額を元に計算されるが、実際の雇用形態は日給、月給関係なく、事業者から給与を得ている人が対象となるか。

保険医療課長 日給、月給関係なく対象者となる。

大島委員 月給の人については、1月あたりの勤務日数を何日として給与日額を算出するのか。

課長補佐 例えば1か月に15日間勤務していれば、支払われた月給を15で割った金額が給与日額となる。

大島委員 市内の対象者は非常に少ないと考えられるということだが、予算額の算出根拠の説明にあった給与日額1万円との想定は、どのように決めたのか。

課長補佐 実際の対象者がどの程度の給与を得ているかは、現段階ではわからないので、平均的な給与として1日1万円と想定し、算出することにした。

大島委員 附則第8項は、新型コロナウイルス感染症で会社を休んでいる間に給与の支払いがある場合は傷病手当金は支給されないが、休んでいる期間中に支払われる給与額が傷病手当金よりも少ない場合は、その差額が手当金として支給されるということによいのか。

その差額の支給のために、附則第9項の規定で、市が傷病手当金を支給し、事業者から返してもらうということによいか。

保険医療課長 そのとおりである。

大島委員 附則で、新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の申請期限については、規則で定める日までの間に手当金の支給開始日が属する場合と規定されており、国の基準と同じく令和2年9月30日までだと思うが、今後、新型コロナウイルス感染症の拡大が続いたり、収束しても再度感染者が増加したりという状況になった場合は、期間を延長するか。

保険医療課長 現状は令和2年9月30日までとしているが、今後の状況に応じて、国の基準に合わせて延長する。

大島委員 新型コロナウイルス感染症に感染する以前から、何らかの傷病で休業補償等を受けている場合は、今回の傷病手当金の対象になるか。

課長補佐 国民健康保険に加入していて給与収入のある方が、新型コロナウイルス感染症に感染あるいは感染の疑いがある場合のみ対象である。

大島委員 傷病手当金は今まで国民健康保険にはなかった制度であり、新型コロナウイルス感染症に特定したものであるので、事業主や対象者には制度内容が理解しづらいと思う。

対象者は非常に少ないとの見込みなら、きめ細かな周知も可能と考えられるが、周知方法の検討はしているか。

課長補佐 対象となり得る人をシステム上で抽出することはできないので、7月、国民健康保険加入の全世帯あてに保険税本算定の通知をする際に、できるだけ制度内容を分かりやすくまとめたお知らせを同封し、周知する予定である。

岡崎委員 附則第9項で、市が支給した傷病手当金を事業主から徴収することができると規定しているが、もし事業主が徴収金を支払わない場合は、市の債権管理条例に則って対応していくということによいか。

保険医療課長 そのとおりである。

わたなべ委員 国民健康保険税の滞納等によって、保険証を持っていない人、短期の保険証を発行されている人は何人か。

保険医療課長 現在、短期保険証の発行世帯が1世帯のみである。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

- 議案第 42 号** **長久手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について**
- 保険医療課長 議案第 42 号について説明。
- わたなべ委員 加入者が新型コロナウイルス感染症によって亡くなった場合は、埋葬費は支給されるか。
- 保険医療課長 死亡原因にかかわらず支給される。
- 大島委員 後期高齢者医療についても、国民健康保険と同じ内容で条例が改正されるということでよいか。
- 課長補佐 傷病手当金の内容は同じである。
- 大島委員 申請の方法について、後期高齢者医療は、世帯主でなく個人が加入するものなので、国民健康保険加入者が申請する際に必要な世帯主の記入用紙が要らないということによいか。
- 課長補佐 必要書類については、愛知県後期高齢者医療広域連合から詳細が示されることになっているが、想定としては、そのとおりである。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

- 委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長

閉会宣言

午前 11 時 15 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 2 年 5 月 13 日

教育福祉委員会委員長 大島令子